

課題 5-1

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 海外リスクをとって与信を実現した日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		59	88	48	69
日本企業の国際市場拡大への取り組み支援	(指標2) モニタリング指標 アジアの新興国及びアジア地域以外の国における日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		17		14	
開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援	(指標3) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾プロジェクトのうち、経済協力的意義の高い案件の割合		新規		99%	95%	97%	95%
開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化	(指標4) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件のうち、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った企業数		新規		5	8	2	5
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

() (指標3)については、2005年度は案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、計画値、実績値として計上。
 () (指標4)については、2005年度は案件数を、2006年度は企業数を、計画値、実績値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

・ (指標1)の実績は計画を下回りました。これは、融資交渉の長期化、我が国企業の検討中止に伴う要請取り下げ、相手国や事業実施者の計画検討の遅れ等が主な要因です。我が国企業がグローバルな事業展開を進め、新興国への事業展開も拡大する中、本行には開発途上国特有のリスクに対応した支援が期待されており、事業実施国や案件固有のリスクを踏まえ、以下のような案件に取り組みました。

- バーレーンの発電・淡水化事業(116頁、事例紹介参照)、ブルガリアの風力発電事業(128頁、事例紹介参照)、ヨルダンの火力発電事業に対し、プロジェクトファイナンス(注1)を供与しました。いずれも、本行としては当該国向け初のプロジェクトファイナンスです。プロジェクトファイナンスは、融資返済の原資を事業から生じるキャッシュフローに依拠するため、様々なリスクを分析の上、これに対応した枠組みを構築する必要があります。上記の事業においては、本行が相手国政府当局との交渉を通じて、

買電料金の円滑な支払いやレンダーへの外貨送金手段の確保に関する政府からの関与を確保し、融資実現に大きく貢献しました。

(注1) プロジェクトファイナンス：主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

<事例紹介> 発電・淡水化事業へのプロジェクトファイナンス供与(バーレーン)

中東諸国にとって、電力と水は経済成長にとって不可欠なインフラであり、増大するニーズへの対応は重要な政策課題となっています。各国政府は、インフラの整備・運営を効率化すべく、海外民間企業の優れた技術・ノウハウを積極的に導入しており、我が国企業も中東諸国の電力・水市場を有望な投資先として重視し、ビジネス展開を強化しています。

本行は、我が国企業と欧州の発電・エネルギー事業会社が出資するバーレーンの法人(ヒッドパワー社)に対して、同法人が実施する発電・淡水化事業に必要な資金を、プロジェクトファイナンス・ベースにて融資しました。本事業は、ヒッドパワー社が、バーレーンの水電力省より既存の発電・淡水化プラントを取得するとともに、新たに淡水化プラントを新設して売電・水を行うものです。バーレーンの電力・水道セクターでは最大の民営化事業でもある本件は国際金融界においても注目を集め、本件は、「プロジェクトファイナンス」誌から 2006 年の「ディール・オブ・ザ・イヤー」(中東地域電力事業部門)を受賞しました。

本融資によって、我が国企業による中東向け事業展開を支援するとともに、バーレーンの経済発展及び我が国と同国との関係強化に資するものです。

- 我が国民間金融機関からフィリピンの日系自動車関連企業へのシンジケート・ローンに対して保証を供与しました。フィリピンは、本行が毎年実施している「海外投資アンケート」において、インフラの整備や法制度の運用面が課題として指摘されておりますが、本保証を通じてカントリーリスクを抑制することにより民間金融機関の融資を実現、現地日系企業の資金需要及び資金調達手段多様化のニーズに応えました。

・ 指標に含まれない取り組みとして、以下のような事例が挙げられます。

- 日本政府が ASEAN+3(日中韓)の枠組みで推進するアジア債券市場イニシアティブ(ABMI)に関連して、我が国企業がインドネシアで展開する自動二輪車販売金融事業向けの現地通貨建て社債の発行に対して保証を供与しました(56 頁、事例紹介参考)。
- 2006 年 9 月、インドネシア政府との間で IPP 事業促進を目的とした包括覚書を締結しました。この覚書は、インドネシア政府が法律に定められた財政的支援を電力公社に行うことや、本行が支援する発電事業において同国政府と本行との間で協議を行うことを定めています。電力需給が逼迫した状況にあるインドネシアでは発電能力増強が急務となっておりますが、電力公社の赤字体質がネックとなり、民間資金を活用した発電事業形成が遅れていました。本覚書を通じた事業環境整備により、同国における我が国企業の発電事業展開および安定的な電力供給確保を図るものです。
- インド政府との間で、本邦企業によるインド向け直接投資を促進するための業務協力協定を締結し(2006 年 12 月)、投資環境や投資動向に関する情報共有、投資セミナーの定期的開催、直接投資に伴う問題解決に向けた対話フォーラムの開催等につき合意しました。

日本企業の国際市場拡大への取り組み支援

- ・(指標 2)の実績は昨年水準をやや下回りました。実績の具体例としては、ロシアの自動車販売・整備事業、トルコやポーランドにおける自動車用部品の製造・販売事業、チェコの金属プレス部品の製造・販売事業等が挙げられます。アジア新興国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)向け投融資の実績はありませんでしたが、指標外の取り組みとして、外部団体が主催するセミナーでこれら諸国の投資環境について講演を行ったほか、投資を検討している我が国企業の相談に応じる等、本行の有する知見を我が国企業向けに活用しました。

開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援

- ・(指標 3)の実績は計画を達成しました。我が国企業が海外で円滑に事業展開を行っていく上で、外貨節約・獲得効果や技術・経営ノウハウ移転等、受入国の経済への貢献も考慮した調和的な関係を築くことが必要です。具体例としては、サウジアラビアの石油化学事業(事例紹介参照)、ヨルダンの発電事業、パレーンの発電・淡水化事業(116 頁、事例紹介参照)、インドネシア、フィリピン、インド等における自動車部品製造・販売事業、ベトナムの医療器具製造・販売事業等への支援があります。

<事例紹介> 石油化学プラント増設事業への支援(サウジアラビア)

本行は、我が国企業とサウジアラビアの政府系化学企業が出資するサウジアラビア法人に対し、同法人が行う世界最大級の合成繊維原料製造事業のプラント増設資金として、民間金融機関並びにサウジアラビア政府系金融機関と協調して融資を供与しました。

日本にとって、サウジアラビアは主要な原油輸入国ですが、同国は石油化学産業の強化を中心とする産業多角化とそれに伴う雇用創出・外貨獲得を国策として推進しており、本事業は、その立上げ以来 20 年以上に亘り同国石油化学産業の発展に貢献し、日サ経済協力の象徴的な事業となっています。本行は 1998 年度にも同事業のプラント増設資金として融資を供与していますが、引き続き同事業の拡大とサウジアラビアの産業多角化政策を支援するものです。

また本件は、日本の石油化学産業にとっても、原料立地によってコストを削減して収益性を高めることで、国際競争力を確保することが期待されます。

開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化

- ・(指標 4)の実績は計画を下回りましたが、この要因は、主として事業計画の検討に時間を要したためです。具体的な実績の例としては、インドネシア向けツーステップ・ローンによる現地日系企業のバイオマス発電設備増設の支援、ブルガリアの風力発電事業向け融資(128 頁、事例紹介参照)が挙げられます。
- ・また指標外の取り組みとして、インドネシア、フィリピン、スリランカ政府との間で京都メカニズムに関する業務協力協定・覚書を締結しました。これらの協定・覚書では、CDM(注 2)候補事業に関する情報交換を進め、本行より我が国企業に情報を提供するとともに、本行が候補事業に対するファイナンスの検討、助言を行うことを定めています。また、中国の省エネルギーサービス業界団体やタイの商業銀行との間でも同様の協定・覚書を締結しました。さらに本行内部にも環境ビジネス支援室を設置し、温室効果ガス削減や資源利用効率化等の環境改善事業に取り組む我が国企業の支援を一層強化しました。

(注 2) CDM(クリーン開発メカニズム)：京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 我が国企業が、アジアの新興国やアジア以外の地域へ事業展開を進め、また環境改善事業等の新たな事業分野に進出しつつある中、事業主体である我が国企業や資金を提供する民間金融機関からは本行のノウハウやリスク対応能力に対する期待も高まっています。我が国企業のニーズを適時・的確に把握し、迅速に支援を実現することで、我が国企業のグローバルな事業展開や国際競争力強化を一層支援していく必要があります。